

令和8年度町民税・県民税の申告をされる方へ

町民税・県民税は前年の所得に基づいて課税されます。

1. 申告する必要がある方

- ①令和8年1月1日現在に御宿町に住所のある方で、令和7年1月から12月までに収入のあった方のうち、「2.申告しなくてもよい方」に該当しない方
- ②収入のなかった方
扶養されている方や他の人から援助を受けている方など、令和7年中に所得がない場合でも、申告書裏面「おたすね欄」に記入のうえ郵送または提出してください。

2. 申告しなくてもよい方

- ①税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告をされる方
- ②給与所得のみで勤務先から御宿町に年末調整を済ました給与支払報告書の提出がある方
※給与支払報告書の提出の有無については、勤務先の給与担当者にご確認ください。
- ③公的年金等の収入のみで年金等支払者から御宿町に公的年金等支払報告書の提出がある方
税務署へ所得税の確定申告書を提出しない人で、医療費控除や源泉徴収票に記載のない社会保険料控除等の各種控除を受ける場合には申告が必要となります。

※申告に必要な書類

- ①町民税・県民税申告書
- ②源泉徴収票・給与明細書等（給与・年金所得の方）
- ③収入と必要経費が記載されている帳簿・収支内訳書等（事業所得の方）
- ④その他収入を証明する書類
- ⑤所得控除に必要な書類（医療費控除の明細書、医療保険者の発行する医療費通知、社会保険料等の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、障害の分かる各種手帳または認定書等）
- ⑥マイナンバーカード（個人番号カード）、または運転免許証等の顔写真付身分証明書

町民の皆様が申告をすることで、町が収入状況を把握し、それを基に皆様の国民健康保険税や介護保険料等の課税及び軽減判定を行います。また、所得・非課税証明書等の発行が可能となります。
そのため、所得が全くない場合でも必ず申告をお願いします。

町民税・県民税申告書は3月16日（月）までに御宿町役場3階の税務住民課税務班⑤窓口に郵送または持参により提出してください。
また、申告にはマイナンバーの記載が必要ですので、記載漏れのないようご注意ください。

〔 申告書の記載方法は、添付書類「町民税・県民税申告書の記入について」をご確認ください。 〕

TEL 0470-68-6692

※令和8年度（令和7年分）の申告から、スマートフォンまたはパソコンから、電子（eLTAX）による「マイナンバーカード」を利用した申告が可能となります。詳細については、eLTAX「個人住民税申告の電子化に係る特設ページ」をご確認ください。



eLTAX「個人住民税申告の電子化に係る特設ページ」はこちらから⇒⇒

次のような場合で、所得税及び復興特別所得税を納付や還付を受けるためには税務署への確定申告が必要です。

- ①事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得やその他の所得がある方
- ②土地や建物を売却した方
- ③給与等の収入金額が2,000万円を超える方
- ④給与所得者で給与所得以外の所得が20万円を超える方や給与等を2か所以上から受けている方
- ⑤公的年金等の収入金額の合計額が400万円を超える方や公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方、還付申告をする方
- ※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であっても公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方は確定申告が必要です。
- ⑥医療費・住宅借入金等特別控除などにより還付申告をする方
- ⑦年の途中で退職した方やパート・アルバイトの方などで勤務先の会社で年末調整を受けていない方（確定申告することで還付を受けることができる場合があります。）
- ※ふるさと納税のワンストップ特例は確定申告をすると消滅します。そのため、確定申告をする場合はふるさと納税の申告も必要になりますのでご注意ください。
- ※詳しくは税務署にお問合せください。茂原税務署 TEL 0475-22-2166